旭川市の保育と市立保育所の在り方(たたき台)

目次

はじめに

- 1 旭川市の保育の現状と課題
 - (1) 保育の供給量
 - (2) 保育サービスメニュー
 - (3) 保育施設等における子ども・子育てを取り巻く環境
- 2 旭川市の目指す保育の姿と取組
 - (1) 多様性を認め合える保育の形成
 - (2) 小学校との連携推進
 - (3) 地域の子育て支援
- 3 今後の市立保育所の在り方
 - (1) 共生社会を目指すための取組推進
 - (2) 小学校との接続に関する取組推進
 - (3) 地域支援の取組推進
- 4 今後の市保育士の役割
 - (1) 市保育士の配置状況
 - (2) 市保育士の役割

市立保育所の在り方等検討会議 令和2年(2020年)12月 はじめに

これまで平成28年4月に策定した市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針(以下「方針」という。)に基づき神楽保育所は拠点保育所としての機能発揮と、新旭川保育所と近文保育所の今後の在り方を検討することとしていましたが、具体化を図るまで至っていません。

こうした中、旭川市では、令和2年3月に第2期旭川市子ども・子育てプラン(以下「プラン」という。)を策定しました。

このプランの基本施策の1つに「乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育 ての両立支援」を掲げ、乳幼児期の教育・保育環境の充実に向けた取組や子育て支援に 係る各種サービス提供による保護者の仕事と子育ての両立支援に加え、幼児教育・保育 無償化に伴う新たな保育ニーズへの対応や、幼児教育・保育の質の向上に取り組むほか、 市立保育所が担うべき役割や機能を整理し、今後の在り方について検討を進めることと しています。

そのため、改めてプランが掲げる教育・保育環境の充実や質の向上を推進するために、 旭川市の保育全体における課題を整理した上で、旭川市の保育全体における市立保育所 の役割を明確にし、今後の市立保育所の在り方を検討を行いとりまとめました。

1 旭川市の保育の現状と課題

今後の市立保育所の在り方等を検討するにあたり、旭川市における保育の現状と課題を「保育の供給量」、「保育サービスメニュー」、「保育施設等における子ども・子育てを取り巻く環境」の3つの面から確認します。

(1) 保育の供給量

旭川市の就学前児童数は、年々減少している一方、保育所などの申込者数は増加しています。また平成29年度までは待機児童が発生していました。

そのため民間保育施設の定員増を伴う増改築などの建設費の一部に対する補助を 行い、特に平成26年度以降は、国の待機児童解消加速化プランや子育て安心プラ ンに基づく国及び北海道の補助制度を最大限活用しながら、保育の受け皿拡大に係 る施設整備を行ってきました。

その結果,長年の課題であった待機児童を平成30年4月1日時点で初めて解消し,年度途中での待機児童の課題はあるものの,令和元年度以降も年度当初の待機児童は発生していません。

今後は、プランでも示しているとおり旭川市の就学前児童数は更に減少し、保育 所などの申込者数も減少することから、保育の供給量は、一部地区で不足が見込ま れていますが、旭川市全体としては充足し、供給が過多となる見込みです。

(2) 保育サービスメニュー

少子化や核家族化の進行,女性の社会進出など,家族をとりまく環境が大きく変化していることや,保護者の就労形態も多様化しているため,保育サービスに対するニーズも多様化しています。

こうした保育ニーズの多様化に対し、旭川市では、延長保育、一時預かり、休日保育、病児病後児保育及び特別支援保育を実施することで、概ね対応できています。

なお、今後も常に保育ニーズの動向を注視し、各保育サービスメニューの実施施 設数の調整や、新たなメニュー実施の必要性について検討していきます。

(3) 保育施設等における子ども・子育てを取り巻く環境

ア 特に配慮を要する子どもの保育やその家族の支援

心身に何らかの障がいのある子どもや日常生活の上で医療的ケアを必要とする子ども,また国際化の進展により外国にルーツのある子どもなど,様々な背景をもつ子どもがいます。

こうした状況において保育の現場では、子どもの多様性を受け入れ、互いに理解

し尊重し合う保育が求められています。加えて、子どもだけではなく、家庭に対して 個別支援を行うよう努める必要があります。

また、障がいの重い子どもや医療的ケアを必要とする子どもほど、特別支援保育に係る受入体制の問題などから、保育施設等の利用を希望しても利用できないケースがあり、子どもは集団保育を経験する機会を失われ、保護者は就労等の社会参加を諦めざるを得ないという現状があります。

そのため、保育を必要とする場合には、すべての子どもが、必要な配慮のもと、等 しく保育を受けることができるよう体制づくりを行うことが必要です。

イ ライフステージの変化における円滑な接続

近年, 小一プロブレムと言われるように, 保育施設では, 子どもの興味, 関心に応じた, 遊びを中心とした生活を送っていたものが, 小学校入学後は, 時間割に沿ったスケジュールでの生活になるなど, そのギャップから小学校での生活にうまく適応できないケースがあります。

こうしたことから、この移行期において、子どもたちがその変化をスムーズに乗り越え、学校生活に馴染んでいくことができるよう、これまで以上に小学校との連携が求められています。

ウ 地域における子育て世帯への支援

少子化や核家族化の進行,地域との繋がりの希薄化など,子育てを取り巻く環境の変化により,育児の知識を得る機会がない,子育てに協力してくれる,相談できる相手がいない等,子育てに対する不安や負担感は大きくなっています。プラン策定に伴うニーズ調査では,3割以上が子育てに関する不安を感じていると回答しており,家庭や地域の子育て力は以前よりも低下していると考えられます。

また、乳幼児健康診査等において発達上の課題がみられた子どもについて、旭川市では子どもや保護者の状況に合わせて、子ども総合相談センターや児童発達支援センター等による支援が行われていますが、療育等には至らないまでも、ことばの遅れや育て難さなどの困り感を抱えた保護者の中には、親子が集まる場所に足を運ぶことができず、地域の中で孤立してしまうケースがあります。

このように、相談する機会や支援等を受ける機会がないまま、保育施設等への就 園を迎えることで、集団生活の中で子どもや保護者が困り感を強めたり、保育施設 等においても対応に苦慮し、適切な保育を提供することが難しくなっている状況が見ら れます。

加えて、子育てをしてるところを身近で見たことがなく、乳幼児と接したことがないまま親になる保護者が増加しているため、出産前に子どもとのふれあいを経験

したり、これから迎える出産や子育てへの不安を相談できるような機会を設けることが必要であり、妊娠期という早期から支援を開始することは、児童虐待の予防に も繋がります。

こうしたことから、保育施設等においては、その特性を活かしながら、保育士の 専門性を発揮し、地域の子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよ う支援していくことが求められています。

2 旭川市が目指す保育の姿と取組

プランにおいて、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境の下、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため、次のとおり基本理念と目標を定めています。

≪基本理念≫ ○地域の絆で 楽しく子育て

○健やか子育ち・親育ち

○親子の笑顔が 輝くまち あさひかわ



≪目標≫ ○子どもを安心して生み、そだてることができるまち

○子どもが生き生きと、たくましく育つまち

○子ども・家庭・地域が共に育っていくまち

旭川市の保育においては、現状と課題から、全市的な保育の供給量は充足され、また新たな保育サービスメニューを現時点では実施する必要性がありません。今後は、課題とされたことを解決するため、プランの基本理念、目標を踏まえ、旭川市は次の保育の姿を目指します。

【目指す保育の姿】

- ○保育が必要な全ての子どもに対し、一人一人に合わせた支援を行いながら、保育を提供する。
- ○全ての子どもが理解、尊重され、相互に作用し合いながら生き生きと生活することができる。
- ○就学等のライフステージの変化の場面で、子どもを中心に捉えた環境が整っている。
- ○保育施設等が中心となりあらゆる子育て家庭を支え、地域全体で子どもを育て合う。

旭川市が目指す保育の姿の実現のため、次の取組を全市的に推進していきます。

(1) 多様性を認め合える保育の形成

配慮が必要な子どもが、その支援内容の程度によらず、保育施設等の利用を希望 した場合、可能な限り保育サービスを受けることができる体制を構築していきます。 こうした取組は、保護者にとっても、就労など社会参加の機会が生まれ、生活を豊か にすることに繋がります。

そして、様々な子どもが共に過ごし、体験を共有する経験は、子ども本人の健やかな成長、発達を促すだけではなく、周りの子どもたちにおいても、多様性を受け入れる下地となることが期待されます。

また、受け入れにあたり、保育士等は専門的な知識や支援技術を高めるとともに、 それらを基盤として保護者との信頼関係を構築し、家庭を含めた支援を行っていき ます。

[取組事項]

- ・特別支援保育実施施設の増
- ・特に配慮が必要な子ども等の受入体制構築
- ・インクルーシブ保育の実践
- ・子ども総合相談センターや児童発達支援センターなど専門機関の活用
- ・保育士研修の充実(特別支援に係る実地研修の実施など)
- ・保育士相互の交流・意見交換の機会の設定

(2) 小学校との連携推進

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿など、保育士等と教師が子どもの育ちを共有し、互いに理解した上で、それぞれ就学間近の幼児教育及び入学初期の小学校教育を行うことが、子どもが小学校生活へスムーズに移行し、適応していくことに繋がります。

また、幼児期から児童期への発達と学びの連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指す取組を実施していきます。

〔取組事項〕

- ・保育士と教師、就学前の子どもと小学生など保育施設と小学校の連携の推進
- ・幼保小連携に関わる研修の充実

(3)地域の子育て支援

保育施設等は、子育てに不安や負担感を抱える保護者や、発達の経過をみることが望ましいと思われる子どもとその保護者、及び妊婦とその家族等に対し、子どもが常に存在する環境であるという特性を生かし、集団での遊びの経験や相談等の支援を行うことが可能です。

それにより、保育施設等に入所している子どもだけではなく、妊娠期から保育施設等へ入所する前の子どもや保護者においても、その専門性を発揮し、地域全体の子育て力の向上を図る役割を担っていきます。

〔取組事項〕

- ・保育所の特性を生かした遊びの場の提供、保護者への相談支援
- ・妊娠期からの切れ目のない支援

3 今後の市立保育所の在り方

市立保育所は、旭川市が目指す保育の姿の実現に向けた取組を実施するとともに、その取組内容を広く周知し、全市的に普及させていく役割を果たしていきます。

(1) 共生社会を目指すための取組推進

障がいの重たい子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、特に配慮が必要な子どもの受入にあたっては、受入体制の構築や維持が容易でないことから、保育を希望しても受入れできないケースもあり、こうしたケースを受け入れ保育のセーフティーネットを強固なものとすることが、市立保育所の役割となります。

また、これまで受け入れてきた中で得た経験や支援技術と併せ、理学療法士や言語聴覚士などの専門職が在籍する愛育センターと連携することで、専門的な見地からより効果的な支援方法や環境構成を整え、子どもや保護者に寄り添った支援を行っていきます。

そして,全ての子どもが,地域の中で希望する保育を受けられることを目指し,市立保育所が培ってきた経験や支援技術を広く周知し,全市的な普及に繋げていきます。

(2) 小学校との接続に関する取組推進

旭川市内の小学校では既にスタートカリキュラムを策定しておりますが、保育施設等での小学校への接続を意識したアプローチカリキュラムなどの計画策定の取組は、全市的なものとはなっておらず、市立保育所においても策定には至っていません。

そのため、市立保育所が積極的にその地域の小学校との情報交換や交流活動を行い、連携を図るとともに、幼児教育と小学校教育をスムーズに接続するため、アプローチカリキュラムを策定し、子どもたちが円滑に学校生活に適応できるよう取組を実施していきます。

そして, こうした取組についての報告会や研修会を, 教育委員会と協力しながら 実施し, 全市的に普及させていきます。

(3) 地域支援の取組推進

市保育士は、市立保育所において保育に従事しているほか、愛育センターでの療育の提供、子ども総合相談センターでの相談業務において様々な専門職と連携しながら発達支援に関わる業務に従事しており、専門的な経験やスキルを得ることができ、こうしたことは、市保育士の強みです。また、ペアレントトレーニング等の資格

を持った保育士が、保護者支援に関わることで、支援内容の充実を図っています。

この専門的な視点を生かし、地域の中で、発達上の困り感や育てにくさを感じている子育で家庭の親子が、安心して集団での遊びを経験しながら相談を受けられる場として園開放を実施していきます。

こうしたことにより、発達の経過を見ていくことが望ましいが、支援が届きにくい時期の子どもや保護者に対する経験や相談の場、就園までの繋ぎの場としての役割を担っていきます。

また、その園開放における実践を全市的に広く知らせる取組を行っていきます。 加えて、妊婦とその家族等が、保育所の子どもたちとのふれあいや育児体験、保 育士への相談をとおして、今後の子育てに見通しをもち、出産を心待ちにできるよ う、妊婦とその家族等の保育体験(プレママ体験)の受入れを行います。また、その取 組についての広報活動を積極的に行い、妊娠期という早期からの支援を促進していきま す。

4 今後の市保育士の役割

市保育士は、次の役割を担っていくことで、市立保育所がその役割を発揮し、旭川市が目指す保育の姿の実現が図られていきます。

(1) 市保育士の配置状況

現在市の保育士は、保育所での保育業務のほか、愛育センターでの療育業務、こども育成係での保育施設に対する指導監督や特別支援保育の認定にかかる業務、母子保健課での出産後の母子への子育て相談業務及び子ども総合相談センターでの子どもや子育てに関する総合的な相談対応業務など、保育を含む子育て行政を推進する業務に携わっています。

(2) 市保育士の役割

市保育士は保育業務のみならず、療育、相談業務や指導監督業務などを通じ様々な知識や経験を得ることができます。こうした強みを活かし、計画的な人材育成を行うとともに、市保育士は、保育以外の様々な業務においても、保育士の専門性を発揮し、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な乳幼児期に関わる専門職として、旭川市の子育て施策を推進する中心的役割を担っていきます。